

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務における個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和5年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付にあたり、精神障害者保健福祉手帳交付等申請書(交付、更新、等級変更)を受理し、審査の上認定し手帳の交付を行う。 特定個人情報ファイルは、①手帳の交付申請、更新申請、障害等級の変更の申請にかかる事実についての審査、交付決定 ②精神保健福祉手帳の交付(再交付)③精神保健福祉手帳の返還④精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備⑤氏名変更、居住地変更の届出の受理 に使用する。
③システムの名称	精神保健業務管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
精神保健福祉手帳交付申請書、精神保健福祉手帳交付	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法 第9条第1項 別表第一の14の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条2号から8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2の2 【情報照会】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県こころとからだの相談支援センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県こころとからだの相談支援センター 所在地: 〒870-1155 大分市大字玉沢908番地 電話番号: 097-541-5276
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分県こころとからだの相談支援センター 所在地: 〒870-1155 大分市大字玉沢908番地 電話番号: 097-541-5276

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月31日	4－②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法 第19条第7項 別表第二 16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 10の項、14の項、20の項、53の項、85の2の項、108の項 【情報照会】 ・番号法 第9条第1項 別表第二 25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条	【情報提供】 ・番号法 第19条第7項 別表第二 10の項、14の項、16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第11条、第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2 【情報照会】 ・番号法 第19条第7項 別表第二 25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条	事後	別表第二主務省令の改正
令和1年6月25日	IV 基礎項目評価書		新様式への変更	事後	基礎項目評価書の改正
令和5年5月30日	I－4－②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法 第19条第7項 別表第二 10の項、14の項、16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第11条、第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2 【情報照会】 ・番号法 第19条第7項 別表第二 25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条	【情報提供】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2の2 【情報照会】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条	事後	
令和5年5月30日	II－1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年2月27日時点	事後	
令和5年5月30日	II－2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年2月27日時点	事後	